

## 第30回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年11月29日(月)
- 2 開催時間 午後1時25分開会 午後2時20分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 26名
  - 1番 兒玉 康英
  - 2番 吉田 宏一
  - 3番 小倉 豊
  - 4番 堀口 宏敏
  - 5番 荒川 満雄
  - 6番 松金 栄治
  - 7番 廣瀬 智美
  - 8番 中村 博志
  - 9番 尾関 健一
  - 10番 野原 幸治
  - 11番 丸谷 友姫
  - 12番 合歓垣 利隆
  - 13番 岩城 利寛
  - 14番 森 和裕
  - 15番 飯田 祐一
  - 16番 梶川 毅
  - 17番 山崎 博之
  - 18番 深田 敬吾
  - 19番 濱野 敏夫
  - 20番 石崎 一彦
  - 21番 吉田 利彦
  - 22番 廣瀬 文彦
  - 23番 石川 俊浩
  - 24番 室崎 公一
  - 25番 中村 正信
  - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
  - 17番 山崎 博之
  - 18番 深田 敬吾
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
  - (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
  - (5) 報告第5号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
  - (6) 報告第6号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
  - (7) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (8) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (9) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (10) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
  - (11) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (12) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
  - (13) 議案第7号 農用地買入協議要請の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

事務局長	山名 克之	農地課長	境 憲行
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	水野 晴基
農地係主任補	堀田 泰蔵	農地係主任補	本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第30回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員です。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が6件、議案が7件でございます。
	(配布資料の確認)
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、17番 山崎委員、18番 深田委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号、4号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。また、報告第5号及び第6号につきましては、関連する内容の議案第2号及び第7号にて一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、10月分の調査結果について、中村博志調査委員長より報告をお願いします。
中村博志調査委員長	2頁 報告第2号 1 現況証明の附番29から33の5件および2 法務局より現況地目の照会があった附番1の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	つづきまして、3頁 3 農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番1の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

最後に、4頁 報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

太平町 1, 114ヘクタール、上清川町 1, 002ヘクタール、合わせて2, 116ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、松金調査委員長よりお願いいたします。

松金調査委員長

3頁 報告第2号 1 現況証明の附番24の2、26の2、34の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、4頁 報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、12回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

愛国町 798ヘクタール、大正町のうち幸一地区 593ヘクタール、合わせて1, 391ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番14から19の6件の合意解約について朗読・説明)

以上附番14から19の6件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番23、26、28、30の贈与による所有権移転4件、附番24、29の売買による所有権移転2件、附番31から33のあっせんによる売買3件、附番25及び27の使用貸借2件について、調査書に基づき朗読、説明)</p> <p>以上附番23から33の11件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番24については尾関委員が関係しておりますので、ここで一時退席していただきます。</p> <p><b>【尾関委員退席】</b></p>
議	長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番24について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
吉田利彦委員		<p>附番24について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは附番24について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p><b>【尾関委員着席】</b></p>
議	長	<p>引き続き、附番24を除く10件について審議を行います。</p> <p>附番29について、梶川委員よりお願いいたします。</p>
梶川委員		<p>附番29について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )		(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。  
次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番9及び附番10の農家住宅整備計画2件、「2. 農用地利用計画」附番9から10のその他(農家住宅)への除外2件、附番11の農業用施設用地への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番9から10の農家住宅の建設のための転用2件、附番11の青果物貯蔵施設の建設のための転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議 長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

1 農業就業者育成・確保施設整備計画 附番9及び 2 農用地利用計画 附番9及び附番11、 3 農地転用計画 附番9及び附番11について、室崎委員よりお願いいたします。

室 崎 委 員

それでは意見を申し上げます。附番9です。周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、申請箇所は既設の宅地に隣接しており、農作業への影響は少ないと思われる場所であることから、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。

続いて、附番11です。周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、申請された施設は既設の倉庫を拡張して増築するものであり、既存の倉庫と一体的に効率的な農作業ができることから、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。次に 1. 農業就業者育成・確保施設整備計画 附番10及び 2. 農用地利用計画 附番10、 3. 農地転用計画 附番10について、堀口委員、お願いいたします。

堀 口 委 員

それでは意見を申し上げます。附番10です。周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、申請箇所は既設の宅地に隣接しており、農作業への影響は少ないと思われる場所であることから、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更は異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします  
議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(堀田主任補)

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番2の青果物貯蔵施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。

議 長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、室崎委員よりお願いいたします。

室 崎 委 員

それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号 附番11で説明した通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番7から8の農家住宅の建設のための農地転用2件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

議 長

それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番7について、室崎委員よりお願いいたします。

室 崎 委 員

それでは意見を申し上げます。附番7ですが、議案第3号 附番9で説明した通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。次に附番8について、堀口委員、お願いいたします。

堀 口 委 員

それでは意見を申し上げます。附番8ですが、議案第3号 附番10で説明した通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、一般分(1)賃貸借権の設定 附番47から51の5件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p>
事務局(本間主任補)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)附番23から24の2件、(2)賃借権の設定 附番10の1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは議案第6号について審議に入りますが、2 公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)附番23については、室崎委員が関係しておりますので、ここで一時退席していただきます。</p> <p><b>【室崎委員退席】</b></p>
議 長	<p>それでは2 公益財団法人北海道農業公社分 (1) 所有権移転(売渡)附番23について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、附番23については原案のとおり決定いたしました。</p> <p><b>【室崎委員着席】</b></p>
議 長	<p>引き続き、2 公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)附番23を除く7件について審議に入ります。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(本間主任補)	<p>農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p> <p>(議案第7号、附番5から6の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>

議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(水野主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。